

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を公表する。

令和元年 11 月 11 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 波多野一夫

記

第 1 監査の種類 定期監査

第 2 監査の対象 安塚区市民生活・福祉グループ及び教育・文化グループ

第 3 対象年度 平成 30 年度

第 4 監査の方法 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査とともに、担当職員からの説明を受けた。

第 5 監査の期間 令和元年 9 月 2 日～11 月 6 日

第 6 監査の結果 おおむね適正であった。